

～町会・自治会内に防犯カメラを新たに設置するとき（事務のながれ）～

1. 防犯カメラ設置までの事務のながれ

手順	事務のながれ	提出書類等	締切時期
1	役員会などで、防犯カメラの設置についてよく話し合しましょう。		
2	設置する場所や台数等を決めましょう。設置予定の場所や近隣住民の方の意見も交えて話し合い、理解を得ておきましょう。		
3	防犯カメラの設置について、設置箇所の所有者又は関係機関（公園＝農とみどり推進課4階、市道＝道路交通課4階、電柱＝関西電力など）と調整しましょう。		
4	複数の業者から、防犯カメラのカタログや設置費用の見積を取り寄せてみましょう。		
5	防犯カメラ設置に向け、市と事前協議をします。 (町会・市・富田林警察と設置予定場所・撮影方向などを協議)	事業協議書	
6	「防犯カメラ設置事業計画書」や「防犯カメラの設置や管理・運用に関する規程」を作成しましょう。 注) 規程は、「富田林市防犯カメラ設置に関する基準」に適合したものを定めてください。		
7	防犯カメラの設置について、広く住民に周知しましょう。		
8	町会内の総意を得るために、総会等で防犯カメラ設置にかかる予算などの事業計画書、管理・運用方法について説明を行い、住民に設置・維持管理することの合意を得てください。	合意に関する議事録を作成	
9	手順3の関係機関と調整のうえ、設置場所の所有者等との許可・契約等が必要な場合は、手続きを済ませましょう。		
10	防犯カメラ設置補助金の交付を受けるため、市へ補助金交付申請をします。	様式第1号他	11月末
11	市から防犯カメラ設置補助金の交付決定通知書を受け取ります。 (補助金交付申請書の受理から約3週間程度かかります)	様式第2号	
12	設置にかかる仕様書を作成のうえ、施行业者と契約し、防犯カメラを設置します。町会・市・富田林警察と立会(撮影映像確認)		
13	防犯カメラの設置費用を契約業者へ支払い、関係書類を添えて、設置完了後30日以内に市へ実績報告書を提出します。	様式第5号他	2月中旬
14	防犯カメラ設置補助金の確定通知書を受け取ります。 (実績報告書の受理から約3週間程度かかります)	様式第6号	
15	補助金の交付請求をします。(市長決裁後、入金手続きをします。約2週間後の8日に指定口座に振り込みします。)		3月初旬

※「手順5」は、事業着手・設置する前に事前に相談してください。

※「手順5」「手順12」は、既設カメラの更新の際は不要です。

※防犯カメラ設置費補助金の申請は、次の項目を参照してください。

2. 防犯カメラ設置事業補助金の申請手順（「手順10」以降）

実施時期	自治会等	市	備考
事業実施年度の 4月から受付 11月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付申請 （【☆】のついた項目は更新の際は不要です） ・ 補助金交付申請書（様式第1号） ・ 事業計画書（様式第1号の2） ・ 総会会議録の写し等 ・ 撮影対象区域の住民等の同意書【☆】 ・ 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所、位置図と現況写真（日付入） ・ 撮影対象区域を記載した平面図又は撮影区域を撮影した写真 ・ 防犯カメラの管理に係る運用規定【☆】 ・ 防犯カメラ管理責任者等の届出書類【☆】 ・ 見積明細書（写し）2社以上 ・ 購入する防犯カメラのカatalog（写し） ・ 設置箇所の占用許可書等（写し）、関係機関との協議報告書【☆】 		設置仕様書を作成し、数社（2社以上）から見積書を取って、設置業者を団体の中で十分協議し、決定してください。設置箇所の所有者とは、設置が可能かどうか事前に十分協議してください。
		審査の後、補助金交付決定通知書を送付	申請受理してから約3週間程度必要です。
交付決定通知書が届いてから事業に着手	事業着手（契約等の締結、設置工事他）		設置にかかる各種手続きは、全て交付決定後に実施してください。
設置完了後、30日以内に提出 （当該年度の2月中旬まで）	<ul style="list-style-type: none"> ● 実績報告 （【☆】のついた項目は更新の際は不要です） ・ 事業実績報告書（様式第5号） ・ 事業報告書（様式第5号の2） ・ 請求書と領収書（写し） ・ 防犯カメラおよび表示板の設置箇所の位置図及び写真 ・ 設置された防犯カメラで撮影した画像の写し（印刷） ・ 道路占用等の権原書類（写し）【☆】 ・ その他（当該地縁団体の決算認定書等） 		
		☆現地確認などの審査の後、補助金額確定通知書を送付	実績報告を受理してから3週間程度必要です。
確定通知が届いてから、補助金を請求	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付請求 ・ 請求書 		
		補助金を交付	請求後、約2週間後の8日に応答する日付で支払います。

（注意事項）

※ 交付申請は必ず事業を開始する前に行ってください。交付決定前に着手されると補助金制度を利用できませんのでご注意ください。